

## 平成15年5月17日付諮問に対する答申（案）

平成15年5月17日  
金融危機対応会議議長  
小泉 純一郎

本会議は、平成15年5月17日付で内閣総理大臣より「預金保険法（昭和46年法律第34号）第102条第1項に基づき、株式会社りそな銀行について同項第1号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことについて、審議を求めるとの諮問を受け、審議を行った結果、以下のとおり答申する。

株式会社りそな銀行については、平成15年3月期決算における同行の自己資本比率が健全性の国内基準である4%を下回る2%程度に低下することとなった。現時点で、同行に関して預金の流出や市場性資金の調達困難といった事実は認められないが、このような事態を放置すれば、預金保険法第102条第1項に規定する「信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められる。

したがって、株式会社りそな銀行について預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を講ずる必要があると判断する。

また、株式会社りそな銀行が預金保険法第105条第1項の申込みを行うことができる期限については平成15年5月30日とすることが適切と考える。なお、資本増強の具体的内容は、同行の申込みを踏まえて決定されるものであるが、本会議として、同行への資本増強の規模等については、預金者、取引先、市場の不安を払拭する観点から、10%を十分上回る自己資本比率の確保が必要との意見を申し添える。

本会議としては、株式会社りそな銀行において、預金保険法第102条第1項第1号措置による自己資本の充実と自らの徹底的な経営改革により、健全性の確保、収益力の向上が図られ、我が国の金融システムの安定が引き続き確保されることを期待する。